

居安思危 ～夏休み号～

居安思危 思則有備 有備無患

安きに居りて危うきを思う 思えばすなわち備えあり 備えあれば患い無し

(出典「春秋」の注釈書「春秋左氏伝」)

1・2年生は明日からいよいよ夏休みですね。クラブ活動や旅行など、楽しい企画がいっぱいな人が多いのでは。3年生はこの夏が勝負です！頑張ってくださいね。

夏休みを安全に過ごし、楽しい思い出を作るためには、事前の準備が大切です。ここ数年、夏になると局地的な大雨や雷、竜巻などが頻発し、残念ながら大きな被害が出てしまうこともあります。気象に関する情報をきちんと得ることで、毎日を安全に過ごすことができるとともに、みなさんの身を守ることに繋がります。旅行やキャンプなどに行く予定がある人は、行く場所のことをきちんと調べておくことも大切です。場所について調べることで、そこで起こり得る災害のリスクを事前に知っておくことができます。

災害は「まさか」ではなく「いつかは」起きるものであり、油断大敵です！人には「多分大丈夫」「自分は大丈夫」と自分に都合よく考えてしまう傾向(安全性バイアス)がありますので、危ないかな？ちょっと気になるな？と思ったときは、確実な情報を得て、それに基づいた行動を取るようにしてください。

楽しい、充実した毎日を過ごして、心も体も大きく成長できる夏休みにしてくださいね。

天気予報はいつ見る？

気象庁では毎日 5 時、11 時、17 時に天気予報を発表しています。屋外での活動を予定している人は、それに合わせて天気予報を確認するとよいですね。天気予報の際に「雷を伴う」「大気の状態が不安定」「竜巻などの激しい突風」などの表現が使われていた場合は積乱雲が発達しやすい気象状況なので、天気の急変に備えてください。

外で気象状況をチェックしたいときに役に立つのが、『高解像度降水ナウキャスト』『レーダー・ナウキャスト』です。予め登録しておくといざというときに役立ちますので右の QR コードを利用してください。そしてデータのみに頼らず、みなさんの五感をフルに活用して気象の変化に敏感になってくださいね。(プロの気象予報士さんは必ず外に出て、空を見て、肌で感じて予報を確定させるそうですよ！)

知っていますか？自転車条例

大阪府は自転車事故件数全国ワースト 1 です。大阪府内の平成 27 年の自転車事故による死亡者数は 50 人に達し、平成 26 年に比べて 16 人の大幅増となりました。死亡者数の約 5 割は高齢者で、その死因の約 8 割が頭部損傷によるものです。また、自転車が加害者となる交通事故によって、死亡や重篤な後遺障害が生じ、高額な賠償請求事例も発生しています。

このような現状を踏まえ、自転車の安全で適正な利用を促進するために大阪府では 4 月 1 日より新たに「自転車条例」が制定されています。この条例は下記の 4 つを軸としています。

1. 自転車保険の加入義務化（7 月 1 日施行）
2. 交通安全教育の充実
3. 自転車の安全利用
4. 交通ルール・マナーの向上

高校生のみなさんは自転車の利用が非常に多い年代です。学校でも時々、通学時に自転車で転倒したとか、人や車とぶつかったといった事故に遭って保健室に来る生徒がいます。たいていは雨天時のスリップや遅刻しそうになって慌てて不注意になっていることが多いのですが、これは時間に余裕を持って行動することでかなり防げる事故なのではないかと思います。街中では自転車に乗りながら傘を差していたり、スマホを操作していたり、音楽を聴いている人を見かけますが、これらは全て違反になります。自転車は軽車両という車の仲間に分類されます。裏面に大阪府警察が作成した交通安全テスト(平成 28 年 6 月号)を載せていますので、一度自分の知識を試してみてください。夏休みに入り自転車に乗る機会も増えると思いますが、正しい知識を持って、安全に乗り、事故を起こさない、事故に遭わないように気をつけてくださいね。



保護者の方へ

6 月初めに配布しましたとおり、大阪府では自転車条例が制定され、今月 1 日からは自転車利用者に対して自転車保険の加入が義務付けられています。

お子様が自転車をご利用の際には必ず保険にご加入くださいますようお願いいたします。

やってみよう！交通安全テスト（中学・高校生用）

正しいものには○を、まちがっているものには×を記入してください。

- 問題 1 自転車を運転し、一定の違反行為（危険行為）をして繰り返し検挙されたり、交通事故を起こした場合は自転車運転者講習の受講を命ぜられる。
- 問題 2 未成年であっても自転車運転者講習の受講命令の対象となるが、義務教育の中学生は対象外である。
- 問題 3 ブレーキを掛けるときは、先に右（前輪）のブレーキを掛けた方がよい。
- 問題 4 雨が降っているときは、ゆっくりと走る場合は傘をさしながら自転車に乗ってもよい。
- 問題 5 一時停止の標識がある場所では、車は必ず止まらなければならないが、しっかり安全確認をすれば、自転車の場合は止まらなくてもよい。

解答・解説（中学・高校生用）

問題 1 答え ○

A：違反行為をして繰り返し事故を起こしたり、違反行為をして繰り返し検挙されると自転車運転者講習を命ぜられます。

ⓐ 自転車運転者講習の対象となる危険行為

1. 信号無視 **周りをキョロキョロして大丈夫！と渡っている人いませんか？**
2. 通行禁止違反（高架道路等道路標識で自転車の通行が禁止されている道路を通行する行為など）
3. 歩行者用道路における車両の義務違反（徐行違反）
4. 通行区分違反（道路の中央から右側部分を通行する行為など）**自転車は左側通行！**
5. 路側帯通行時の歩行者の通行妨害 **歩行者優先！自転車は安全を確保できる速度と方法で通行しましょう。**
6. 遮断踏切立ち入り **下り始めた遮断機を持ち上げて通行することは絶対にダメ！**
7. 交差点安全進行義務違反等 **優先道路を通行する車両等の進行を妨害してはダメ！**
8. 交差点優先車妨害等 **交差点では直進または左折車両が優先です。**
9. 環状交差点安全進行義務違反
10. 指定場所一時不停止等 **「止まれ」の標識のある所では必ず一旦停止しましょう。**
11. 歩道通行時の通行方法違反 **歩行者の通行を妨げてはいけません！**
12. 制動装置（ブレーキ）不良自転車運転 **ブレーキがない、故障している自転車**

に乗ってはいけません。

13. 安全運転義務違反 **携帯電話・スマホなどを通行するなどハンドルやブレーキ等を確実に操作できない状態で運転したり、他人に危害を及ぼすような速度や方法で運転してはいけません！**

問題 2 答え ×

A：中学生も対象となる場合がある。

ⓐ 自転車運転者講習の受講命令の対象となるのは 14 歳以上の者である。従って 14 歳以上であれば、中学生も対象となります。

問題 3 答え ×

A：先に左（後輪）のブレーキを掛けましょう。

ⓐ 一般自転車のほとんどが右ブレーキは前輪、左ブレーキは後輪となっていますので、ブレーキを掛けるときは左（後輪）から掛けましょう。（※JIS規格でブレーキレバーの配置は定められています。）もしも先に右のブレーキを強くかけると前輪がロック（回転が止まる）され、その勢いで後輪が浮いてしまうこともあり、バランスを崩し大変危険です。

問題 4 答え ×

A：傘をさしながら自転車を運転してはいけません。

ⓐ 傘を差して自転車を運転することは、視野を妨げたりバランスを崩すおそれがあるため禁止されています。傘を差したり、物を手やハンドルに提げながらの運転は大変危険です。両手で確実にハンドルを握って運転しましょう。また、自転車に乗りながら傘を差すと、傘の先が歩いている人の目の高さになり、歩行者に怪我をさせてしまうこともありますので、絶対にしてはいけません。雨の日に自転車に乗るときは、レインコートを着用するようにしましょう。

ⓑ 傘をさしながら自転車で交通事故を起こした時は、「問題 1」の自転車運転者講習の対象となる危険行為の 14 安全運転義務違反（ハンドルやブレーキ等を確実に操作せず、また他人に危害を及ぼすような速度や方法で運転する行為）に該当します。

問題 5 答え ×

A：自転車も止まらなければならない。

ⓐ 車の仲間である自転車も、一時停止「止まれ」の標識では、必ず一時停止しなければなりません。

ⓑ 指定場所一時不停止は「問題 1」の自転車運転者講習の対象となる危険行為の 10 指定場所一時不停止等に該当します。道路標識のない見通しの悪い交差点でも、一時停止をして周りの安全をよく確かめてから進むようにしましょう。